

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	農業委員会事務局		
許 認 可 等 名	市街化区域内にある農地又は採草放牧地の転用のための権利移動についての届出の受理		
根 拠 法 令	農地法施行令		
根 拠 条 項	第10条第2項		
連 絡 先	(電話 088-621-5393)		
審 査 基 準	基 準	<p>都市計画法に定められた市街化区域内（都市計画法第23条第1項の規定による協議を要する場合にあっては当該協議が調ったものに限る。）の農地又は採草牧草地について転用の目的で権利を設定し、又は移転する場合は、事前に農業委員会に届出なければならない。（農地法第5条第1項第6号）</p> <p>農地法施行規則</p> <p>（市街化区域内の農地又は採草牧草地の転用のための権利移動の届出） 第五十条 令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、当事者が連署するものとする。ただし、第十条第一項各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>2 令第十条第一項の規定により届出書を提出する場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 第二十六条第一項に掲げる書類</p> <p>二 届出に係る農地又は採草放牧地が賃貸借の目的となつている場合には、その賃貸借につき法第十八条第一項の規定による解約等の許可があつたことを証する書面</p> <p>三 前項ただし書の規定により連署しないで届出書を提出する場合には、第十条第一項各号のいずれかに該当することを証する書面</p> <p>（市街化区域内の農地又は採草牧草地の転用のための権利移動の届出書の記載事項） 第五十一条 令第十条第一項の農林水産省令で定める事項は、第十一条第一項第一号及び第四号、第二十七条第二号から第四号まで並びに第五十七条の五第三号に掲げる事項とする。</p>	
	参 考 事 項		
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 5年 4月 1日最終変更）	
	標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 14日（休日を含む）
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（令和 年 月 日最終変更）	